

地域活動支援事業「風の丘」重要事項説明書

あなたに対する地域活動支援事業の提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要は、次のとおりです。

事業者	名 称	有限会社 チェリッシュ企画
	所 在 地	〒468-0051 名古屋市天白区植田 2-202 2F
	法 人 種 別	有限会社（営利法人）
	代 表 者 名	石川 千 壽 子
	電 話 番 号	052-804-0755

2 事業所の概要は、次のとおりです。

事業所の名称	風の丘
事業所の所在地	〒468-0007 名古屋市天白区植田本町二丁目 1405 番地
事業所の電話番号	052-807-5307
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者
事業所番号	2316400098
登録年月日	平成18年10月1日
事業の目的	有限会社チェリッシュ企画が開設する地域活動支援事業所「風の丘」（以下「事業所」という。）が行う地域活動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な地域活動支援事業を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>1 事業所の指導員等は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を行うものとする。</p> <p>2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。</p> <p>3 事業の実施に当たっては地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

3 事業実施地域は、次のとおりです。

名古屋市名東区・天白区・緑区、日進市、豊明市、東郷町、みよし市の全域

4 営業時間と利用定員は、次のとおりです。

営 業 日	月曜日から日曜日 12月30日から1月3日まで休業
営 業 時 間	9時から18時まで
サ ー ビ ス 提 供 日	月曜日から日曜日 12月30日から1月3日まで休業
サ ー ビ ス 提 供 時 間	10時から16時30分まで
利 用 定 員	19人

5 事業所の職員体制は次のとおりです。

職種	従事するサービスの種類	人員
管 理 者	統括管理	1名
指 導 員	地域活動支援計画の作成 地域活動支援事業の提供	3名
介 護 職 員	地域活動支援事業の提供	11名
調 理 員	利用者への食事サービスの提供	4名
入 浴 要 員	利用者への入浴サービスの提供	3名
送 迎 要 員	利用者への送迎サービスの提供	2名
事 務 職 員	運用上必要な事務処理	若干名

6 当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

日常生活訓練室	16.64 m ²	食堂	14.90 m ²	相談室	5.00 m ²
社会適応訓練室	13.32 m ²	浴室	5.00 m ²	安静室	5.48 m ²
作業室	15.10 m ²	トイレ	2.48 m ²	事務室	9.90 m ²
作業室	9.48 m ²	洗面室	5.00 m ²	玄関	6.21 m ²
廊下1	17.40 m ²	廊下2	4.97 m ²	倉庫	4.97 m ²

7 地域活動支援事業の内容は次のとおりです。

地域活動支援計画	当事業所では、下記のサービス内容から「地域活動支援計画」を定めて、サービスを提供します。「地域活動支援計画」は、決定されている支給量（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「地域活動支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意を頂くとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。	
サービス内容	創作的活動	「地域活動支援計画」に計画した、創作活動を支援します。
	社会適応訓練	「地域活動支援計画」に計画した、社会適応訓練を実施します。
	機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
	レクリエーション	「地域活動支援計画」に計画した、レクリエーションを実施します。
	必要な介助	排泄の介助のほか、事業所での活動を行うときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。
	介護方法の指導	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族に介護技術の指導を行います。
	食事の提供	食事を提供及び食事の介助をいたします。 昼食 12時～13時
	入浴	入浴の介助又は清拭などを行います。
	送迎	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

8 利用料金については、次のとおりです。

(1) 地域活動支援支給対象サービス利用者負担額

地域活動支援サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村長の定める額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による障害福祉サービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村が定める利用者負担額をこえないよう調整した額の支払いを受けるものとする。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、実費をいただきます。

- ①材料費 「創作的活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費（その都度内容の説明をいたします。）
- ②食費 食事の提供に係る費用です。①1食当たり500円 ②食材費230円。ただし、①に関して食事加算のある方については無料。
- ③送迎費 事業実施地域外の送迎に対する交通費は、別途頂きます。
実施地域越え片道20キロメートル未満400円 片道20キロメートル以上600円
- ④その他費用 地域活動支援サービスの提供に当たって、ご利用者に負担いただくことが適当である費用をご負担いただきます。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日の中止（キャンセル）については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時期	キャンセル料
サービス利用時の前日まで	いただきません
サービス利用の当日	戸口までうかがった場合は交通費として550円

(4) 上記利用料金の支払は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日前後に請求いたします。原則としてサービスを提供した翌月の20日に、郵貯銀行の口座から引き落としとなりますので宜しくお願いします。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①地域活動支援の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡下さい。当事業所のサービス提供に係る重要事項について説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、地域活動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。
- ③地域活動支援の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業所に対して7日間の予告期間をおいて通知を行った場合は、本契約を解除することができます。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。
- ②当事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず、お支払いいただけない場合、又は利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除しサービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡が無くとも契約は自動的に終了します。

- ①地域活動支援の支給期間が終了し、その後支給決定が無い場合は所定の期間の経過をもって終了します。
- ②利用者が亡くなった場合。

10 緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故・体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関等	医療機関名	
	住所	
	電話番号	
	主治医の氏名	
ご家族緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

11 サービスの利用に当たっての留意事項

- 1 指導員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 指導員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

12 非常災害時の対応

地震、火災等の非常災害時には、利用者の安全を優先し、別に定める防災計画に則り速やかに広域避難場所等に避難誘導します。

13 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 保険名 介護事業者賠償責任補償

14 相談窓口、苦情対応

(1) サービス等に対する苦情やご相談については、当事業者は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業者相談・ 苦情窓口	電話番号：052-848-8571 FAX：052-848-8572 地域活動支援事業「風の丘」管理者：阿部 義人
-----------------	--

(2) 行政機関その他相談・苦情受付機関

名古屋市役所 障害支援課指導係	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号：052-972-3967 FAX：052-972-4149
日進市福祉部福祉課 障害福祉係	愛知県日進市蟹甲町池下268番地 電話番号：0561-73-1749 FAX：0561-72-4554
愛知県運営適正化委員会	名古屋市東区白壁1丁目50番地 電話番号：052-212-5515 FAX：052-212-5514

※従業員からの虐待等深刻な問題が発生した場合は、事業所及び上記窓口まで速やかに通報をお願いします。

平成 年 月 日

地域活動支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 〒468-0051 名古屋市天白区植田2-202 2F
有限会社 チェリッシュ企画
代表者 石川 千壽子 印

利用者 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

(成年後見人 補助人・ 保佐人・ 後見人) 氏名 _____